

各位

秋田県信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金規定等の改正について

当組合では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策を強化するため 令和元年12月2日より預金規定等を改正いたします。

改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

また、改正に伴い、お客さまに関する情報等を窓口や郵便等により従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。この際、各種確認資料のご提示等をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める各種質問へのご回答や資料等のご提出をいただけない場合やマネー・ローンダリング等の懸念が十分に払拭されない場合などにはお取引を制限させていただくことがあります。

記

1 改正する預金規定等

- ・「普通預金規定」 ・「総合口座取引規定」 ・「無利息型普通預金規定」 ・「貯蓄預金規定」
- ・「納税準備預金規定」 ・「通知預金規定」 ・「当座勘定規定」 ・「積立定期預金規定」
- ・「期日指定定期預金規定」 ・「自由金利型定期預金(M型)規定」
- ・「自由金利型定期預金規定(大口定期)」 ・「変動金利定期預金規定」 ・「定期積金規定」

2 主な改正内容（下線部が新設・追加の箇所）

(1) 普通預金規定

以下の条項を新設・追加いたします。なお、普通預金規定以外の規定についても、同等の改正を行います。

【普通預金規定】（抜粋）**13.（取引の制限等）・・・【新設】**

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

14. (解約等)・・・ [一部追加 (下線部を追加します)]

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店に通帳を持参のうえ、その旨を申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約等の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

17. (規定の変更)・・・ [新設]

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

(2) その他の改正について

上記(1)にあわせて、平成30年10月9日(火)より金融機関間の振込が24時間365日即時入金可能となったこと等に伴いまして、下記のとおり「当座勘定規定」の改正を行います。なお、改正後の新规定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

【当座勘定規定】 (抜粋)

第9条 (支払の範囲)・・・ [一部追加 (下線部を追加します)]

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手等は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払いに充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

3 改正日

令和元年12月2日(火)

以上